

第1回 仙台市集団移転跡地利活用検討委員会

日時：平成28年11月23日（水・祝）14：00～15：00

会場：エル・パーク仙台 5F セミナーホール

次 第

- 1 開 会
- 2 都市整備局長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長選出および副委員長指名
- 5 委員長あいさつ
- 6 議 事
 - (1) 委員会の運営について
 - (2) 集団移転跡地の利活用について
 - (3) その他
- 7 閉 会

資料一覧表

資料 1	委員名簿
資料 2	仙台市集団移転跡地利活用検討委員会設置要綱
資料 3	仙台市集団移転跡地利活用検討委員会の運営について（案）
資料 4	集団移転跡地の利活用について
参考 1	南蒲生復興まちづくり構想図
参考 2	新浜の「浜」を活かす ニュービーチプラン
参考 3	仙台の海辺を歩こう！藤塚・井土浦マップ 2016

仙台市集団移転跡地利活用検討委員会委員名簿

五十音順（敬称略）

氏 名	所属・役職員
姥浦 道生	東北大学大学院工学研究科 准教授
今野 彩子	株式会社ユーメディア 取締役
西脇 資哲	日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員
山崎 智之	株式会社日本政策投資銀行東北支店 東北復興・成長サポート室 課長
吉川 由美	有限会社ダ・ハ プランニング・ワーク 代表取締役

仙台市集団移転跡地利活用検討委員会設置要綱

(平成 28 年 10 月 31 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 津波被災地域における防災集団移転促進事業により本市が取得した土地（以下「集団移転跡地」という。）の利活用についての専門的な知見を有する者の意見を踏まえ、集団移転跡地の利活用の方針に反映させることを目的として、仙台市集団移転跡地利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 集団移転跡地の利用の方向性に関すること
- (2) 集団移転跡地の具体的な用途に関すること
- (3) その他集団移転跡地の利活用に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって、これを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、都市整備局計画部復興まちづくり課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年11月23日から実施する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって、その効力を失う。

仙台市集団移転跡地利活用検討委員会の運営について（案）

1 会議の公開について

(1) 公開・非公開について

会議は原則公開とする。ただし、次の場合には、委員長が委員に諮り、非公開とすることができる。

ア 仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）第 7 条各号に掲げる情報を扱う場合

イ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。

(2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員等については、会場の制約等を勘案し、その都度委員長が定めるものとする。

(3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を裏面のとおりに定める。

2 議事録の作成について

(1) 議事録は、事務局である仙台市都市整備局復興まちづくり課で作成する。

(2) 議事録には次の事項を記載する。

ア 開催年月日、開会及び閉会時間

イ 出席委員の氏名

ウ 説明のために出席した市職員の職氏名

エ 議事の経過

オ その他必要な事項

(3) 議事録には委員長及び委員長が指名した委員 1 名が署名する。

3 会議スケジュール等について

(1) 会議の開催は全 3 回程度とする。

(2) 次回の協議内容は会議の最後に委員長が委員に諮り決定する。

(3) 年度内を目標に検討を進めるが、協議の進捗等を勘案し、次年度も継続して委員会を開催することも想定される。

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

仙台市集団移転跡地利活用検討委員会事務局

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中は静かに傍聴し、拍手をしたり発言をするなど会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 はち巻きや腕章の類をするなど、示威的な行為をしないこと
- 3 飲食または喫煙はしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、会議の同意を得た場合はこの限りではない。
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、または会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は速やかに従うこと

以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。

集団移転跡地の利活用について

2016年11月23日

仙台市 都市整備局 計画部
復興まちづくり課



1. 検討委員会の内容について

(1) 基本的な枠組み

- ・事務局（仙台市）から提示された内容について、専門家の立場から意見交換を行う
- ・事務局（仙台市）は本委員会の提言を踏まえ、集団移転跡地の利活用方針をとりまとめ、仙台市震災復興推進本部会議にて方針を決定する

(2) 各回の論点の整理

本日の論点

第1回	東部沿岸地域全体や各地区の土地利用の方向性
第2回	利活用方針の具体的な内容（各地区の用途、土地利用条件、市の支援内容など）
第3回	提言のとりまとめ（利活用方針）

2. 集団移転跡地の利活用方針について

(1) 利活用方針の内容

本日の論点

① 集団移転跡地全体の利活用方針

集団移転跡地において、仙台市が目指す利活用の方針を検討

② 各地区の土地利用の方向性

上記①及び各地区の特性を踏まえて、地区毎の利活用の方向性を検討

③ 各地区における具体的な用途

上記②を踏まえて、想定させる用途や望ましくない用途を検討

④ 土地利用条件

借地料や契約期間、利用可能面積など、土地利用にあたっての条件を検討

⑤ 仙台市の支援内容

集団移転跡地を利活用するにあたり、仙台市が行う支援内容を検討

3

2. 集団移転跡地の利活用方針について

(2) 跡地全体の利活用方針

【前提条件】

- 東部沿岸部の貴重な自然環境との調和や保全
- 地域の歴史や文化・震災の記憶と経験の継承

【目指す方向】

各地区の特性を踏まえた「新たな土地利用」により、

- 市街地では実現困難な取組み
- 地域資源の活用・周辺環境との連携



「新たな魅力」を創出する場を目指す

4

2. 集団移転跡地の利活用方針について

(3) 各地区の利活用の方向性

①南蒲生地区



【利活用の方向性】

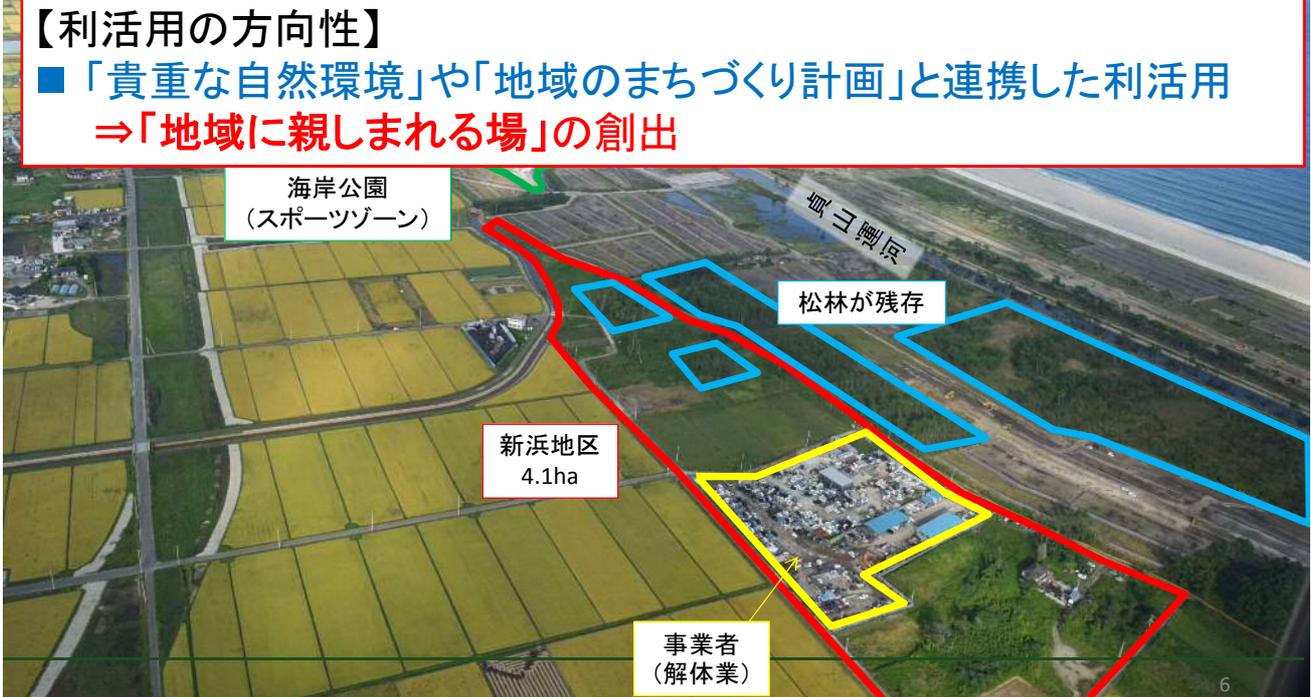
- 隣接する「海岸公園」や「地域のまちづくり計画」と連携した利活用
⇒「地域に親しまれる場」の創出

5

2. 集団移転跡地の利活用方針について

(3) 各地区の利活用の方向性

②新浜地区



【利活用の方向性】

- 「貴重な自然環境」や「地域のまちづくり計画」と連携した利活用
⇒「地域に親しまれる場」の創出

6

2. 集団移転跡地の利活用方針について

(3) 各地区の利活用の方向性

③ 荒浜地区



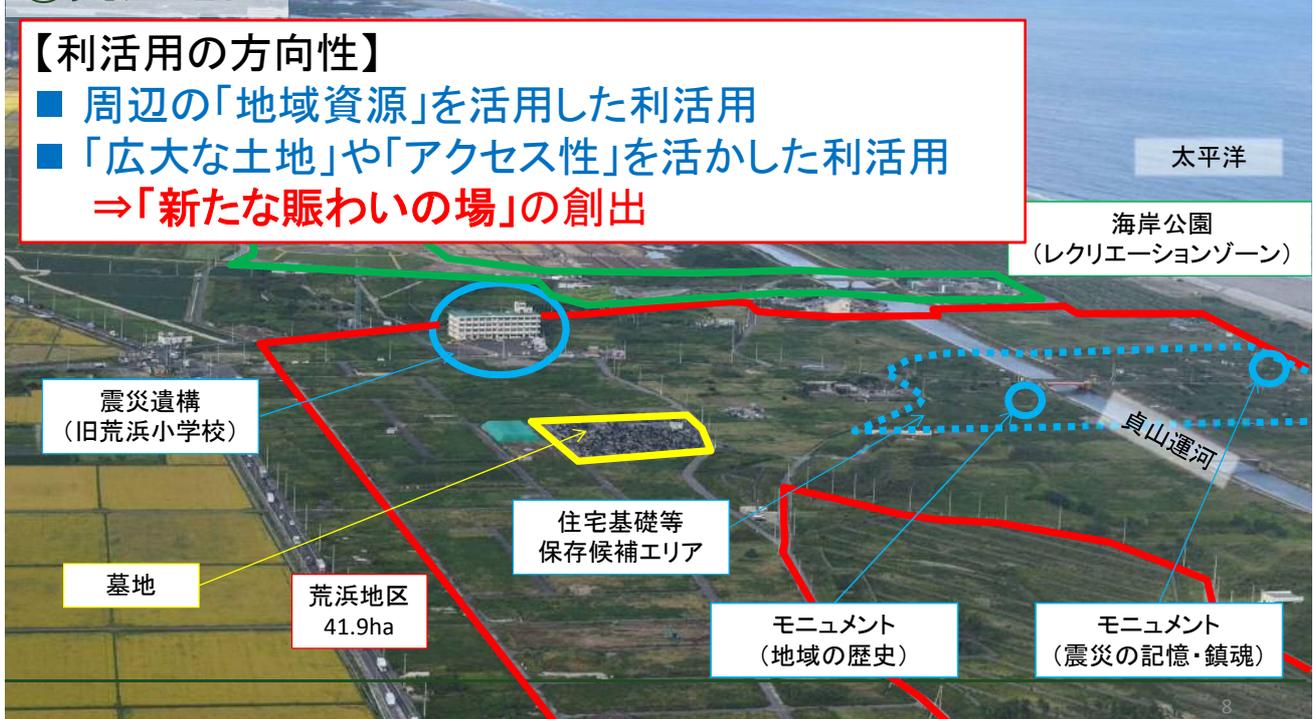
2. 集団移転跡地の利活用方針について

(3) 各地区の利活用の方向性

③ 荒浜地区

【利活用の方向性】

- 周辺の「地域資源」を活用した利活用
 - 「広大な土地」や「アクセス性」を活かした利活用
- ⇒「新たな賑わいの場」の創出



2. 集団移転跡地の利活用方針について

(3) 各地区の利活用の方向性

④井土地区



2. 集団移転跡地の利活用方針について

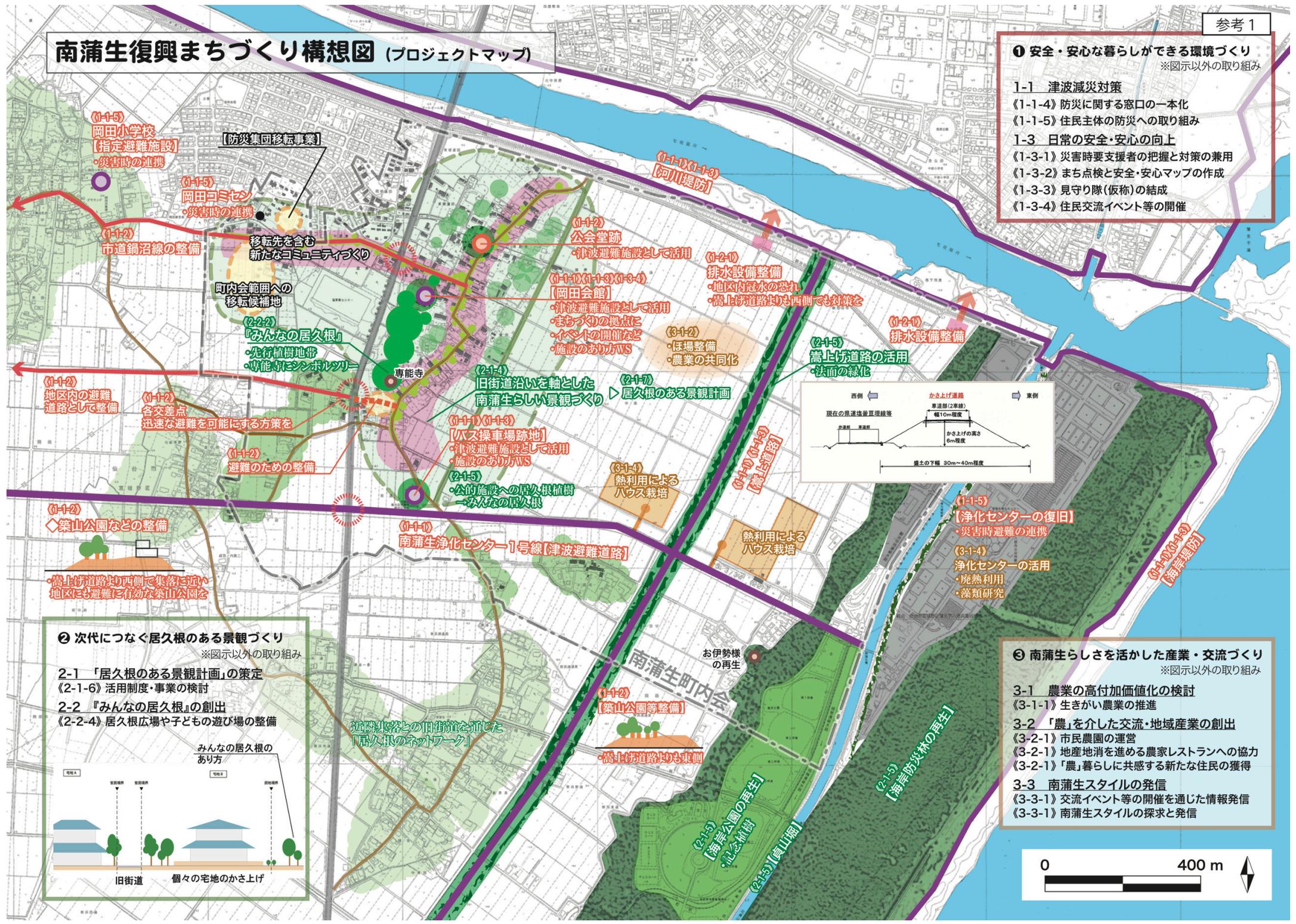
(3) 各地区の利活用の方向性

⑤藤塚地区



南蒲生復興まちづくり構想図 (プロジェクトマップ)

- ① 安全・安心な暮らしができる環境づくり**
※図示以外の取り組み
- 1-1 津波減災対策
 - 1-1-4 防災に関する窓口の一本化
 - 1-1-5 住民主体の防災への取り組み
 - 1-3 日常の安全・安心の向上
 - 1-3-1 災害時要支援者の把握と対策の兼用
 - 1-3-2 まち点検と安全・安心マップの作成
 - 1-3-3 見守り隊(仮称)の結成
 - 1-3-4 住民交流イベント等の開催



- ② 次に続く居久根のある景観づくり**
※図示以外の取り組み
- 2-1 「居久根のある景観計画」の策定
 - 2-1-6 活用制度・事業の検討
 - 2-2 『みんなの居久根』の創出
 - 2-2-4 居久根広場や子どもの遊び場の整備
- 近隣集落との旧街道を通じた「居久根のネットワーク」
- みんなの居久根のあり方
- 旧街道 個々の宅地のかさ上げ

- ③ 南蒲生らしさを活かした産業・交流づくり**
※図示以外の取り組み
- 3-1 農業の高付加価値化の検討
 - 3-1-1 生きがい農業の推進
 - 3-2 「農」を介した交流・地域産業の創出
 - 3-2-1 市民農園の運営
 - 3-2-1 地産地消を進める農家レストランへの協力
 - 3-2-1 「農」暮らしに共感する新たな住民の獲得
 - 3-3 南蒲生スタイルの発信
 - 3-3-1 交流イベント等の開催を通じた情報発信
 - 3-3-1 南蒲生スタイルの探求と発信



新浜の「浜」～これまでをふりかえる

●昭和のはじめ頃

江戸時代から先達によって植え継がれてきた海岸林は、昭和のはじめの15年に渡る植林で一区切りがつき、愛林碑が建てられました。その後も地元住民による暮らしと一体となった管理が行われてきました。



●東日本大震災以前

▶岡田地区でのビーチクリーン作戦（清掃活動） (2008年～2010年)

東日本大震災の発生する前には、岡田地区総出の浜の清掃作業が三年に渡り行われていました。これには、行政各機関の協力やサーファーなど浜を利用する人々の参加もあり、300名もの規模により行われていました。



●震災後

▶避難訓練実施時の 海岸堤防見学 (2013年～)

震災後に行われている、新浜町内会の秋祭りでは、避難訓練を併催しています。この際、海岸堤防の見学会も必ず行われてきました。



▶草刈り等 (2014年～)

地元住民有志で真山運河周辺の草刈り清掃が定期的に行われてきました。震災後の新たに生まれた湿地帯の観察なども震災で倒れた愛林碑や八大竜王の復旧も働きかけにより実現しました。



▶ミニフォーラムの開催 (2015年～)

2015年、真山運河研究所等と共催でミニフォーラムを開催しました。地元住民のガイドによる愛林碑などの解説を交えた見学会や新浜集会所での意見交換の場を持ち、活発な議論が行われました。また、海岸公園や真山運河の復旧工事についてスケジュールや考え方が行政から示されました。



真山運河では、釣りの他にカヌーやSUPの利用も増えています▶

※SUP: スタンドアップパドルの略。サーフボードに立ち、パドルで漕ぐ新しいスタイルのウォータースポーツです。



作成：新浜町内会

実践活動協力・アドバイザー：真山運河研究所 / 東北学院大学早吹研究室
南浜生エコトーンモニタリングネットワーク
プラン作成サポート：都市デザインワークス

資料提供：平山孝 / 高橋親夫 / 宮城野区

<参考資料>

RE：プロジェクト
ふるさと岡田

平成28年3月

新浜の「浜」を活かす ニュービーチプラン



白砂青松 / 高橋親夫氏撮影 (2001年)

「ニュービーチプラン」とは

仙台沿岸部の新浜地区は、東日本大震災の津波により甚大な被害を受けました。2年後の平成25年3月には、復興に向けた「新浜地区復興まちづくり基本計画」を策定しました。プランの柱の一つには「訪れなくなる魅力ある活気まちづくり」を挙げており、これは、その後に実践計画として作成した「新浜町内会まちづくりアクションプラン」でも継承しています。

「ニュービーチプラン」は、アクションプランに下記のように位置付けており、浜の魅力を活かして新浜をはじめとした沿岸地域のまちづくりにつなげるために、より具体的なプランとしてここに示すものです。

海に近い特徴を活かすため、かつての海と共に有った暮らしの再発見や浜の保全・継承、海岸公園や真山堀の活用、新湿地帯の生物多様性を学ぶことなどを通じて、交流人口の増加をはかる取り組みを企画する。また、この取り組みのために必要な新浜海岸への橋の復旧も行政等と検討する。

(新浜町内会まちづくりアクションプラン【3-3】より)

浜への思い

— 海との関わりが、私たちの生活そのものだった。

- ・今日は震災後初めて海岸に行った。怖かったから、と言っわけではないが、生活の再建が最優先で忙しく行く機会がなかった。
- ・思い出は、出産間近で肌がかぶれた時、海水が良いと言われ、濡されない様に家族と手を繋いで海に入った。子供を連れて行ったりもした。
- ・海との関わりが、私たちの生活そのものだった。
- ・空気がうまい、海鳴りが良い、浜風が涼しいなど新浜はいいところだらけ。人もみんな挨拶し、気持ちいい。
- ・震災前の環境に少しでも近づけた。
- ・震災前にはよくサーフィンに行った。
- ・各家庭の五右衛門風呂の焚き付けには「松かさ」を使った。学校を休んで子供も拾った。学校のダラムストブの焚き付けにもなった。
- ・行政事業には、人の気持ち(地域の人たち、利用者の声)を反映して欲しい。
- ・フットパス(遊歩道)が良いのではと思っている。地元住民も一緒になってつくる事ができる。
- ・歩くのはシンプルなアクティビティで良い。
- ・地域の語り部が必要だと思った。
- ・(海岸全体や海岸公園の復旧について)全体像がイメージできない。各事業がバラバラにしか見えない。
- ・今日は荒浜から参加したが、燃料、遊び、生活の楽しみなど同感しきり、挙げたら書ききれないくらい。
- ・松葉さらいをやった。ちゃんとさらわないとキノコも生えない状況もあった。

ミニフォーラム「新浜の海岸公園と真山運河の利活用」での意見交換より

ニュービーチプラン

3つの考え方

① 浜のある暮らしの再発見

かつて「浜のある暮らし」の証言を記録しつつ（※アクションプラン3-4）、海岸線の植樹参加や枝払い等の一部管理、など再生や保全に関わる活動を行うほか、浜のお祭りなども行う。

また、八大竜王や汀沈釜などの地域資源の保全や浜のお祭りなども行い、地元や浜を語れるような仕組みも作っていく。

② 交流人口・定住人口の増加のための住民主体の企画の実践

海岸や貞山運河の水辺など活かすべく資源や自然環境（特に震災から生き残ったもの）を、伝えるべき「浜のある暮らし」として交流人口の増加や定住人口の増加を目指し発信する。マップづくりやガイドツアー、語り部活動（仮称：浜の案内人）なども住民主体により実践する。

また、海岸公園や浜辺のより充実した活用にあたり、安全・安心の確保も必須であり、そのための導線や施設の整備も必要になる。これらを提案したい。

③ 行政事業と歩調を合わせた事業の協働検討

①や②の実践を踏まえて、新たな事業の提案や整備についての対話・協働検討のためのテーブル（場）を積極的に設けていく。



《参考》海岸公園復興基本計画（概要版）より「海岸公園整備の時間軸」

実践体制

<市民：住民>
・沿岸部復興への思い
・海岸への思い



・仙台市 / 公園課・百年の杜推進課
・宮城野区 / まちづくり推進課
・仙台土木河川課
・仙台森林管理署 など

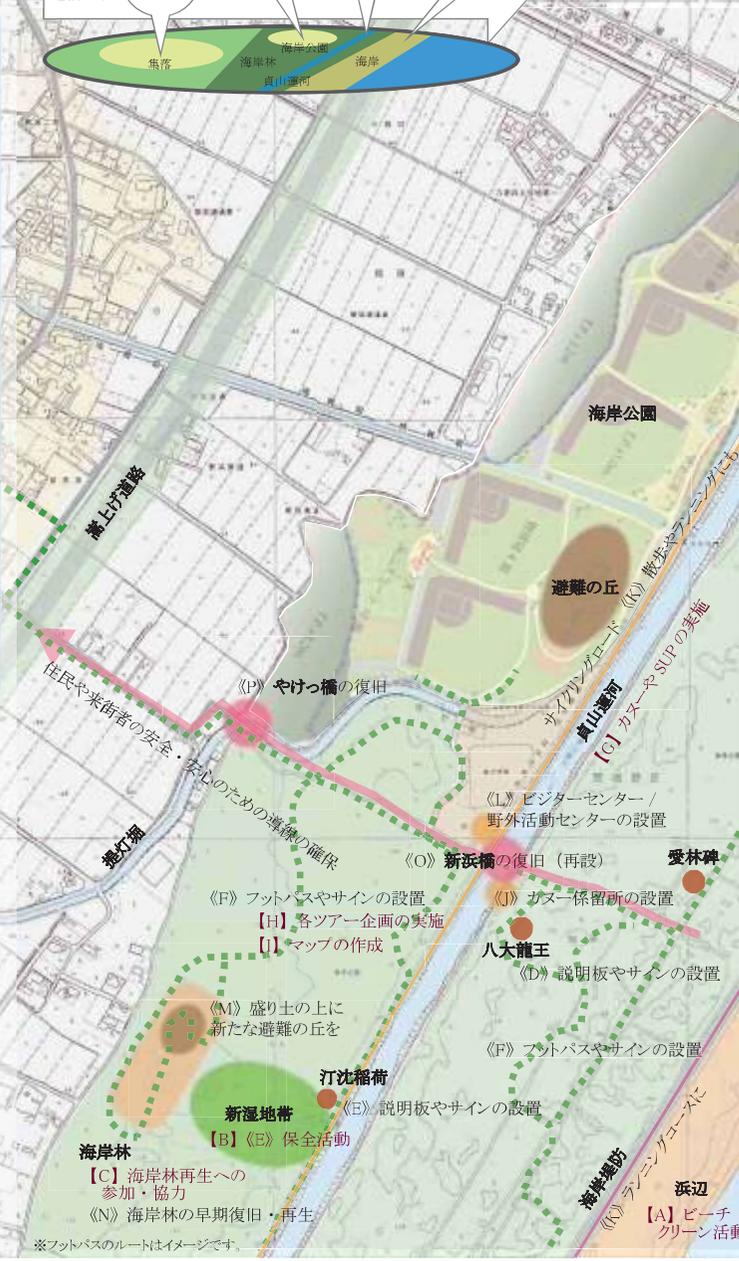
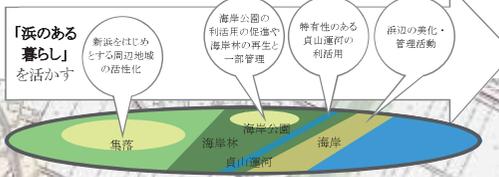
・サーファー・釣り人
・散歩 / ランニング / 自転車などの健康目的での来訪者
・野球・テニスなどの公園利用者
・自然観察 など

・貞山運河研究所
・南蒲生エコトーンモニタリングネットワーク
・東北学院大平吹研究室 など

「新浜町内会まちづくりアクションプラン」の中での関連項目

- ・祭りの開催【3-2】
- ・集会所の利活用【3-1】
- ・歴史を記録するプロジェクト【3-4】
- ・情報発信【3-5】

プランのイメージ



※フットパスのルートはイメージです。

実践・事業メニュー

<凡例>
●：住民主体で取り組むもの
○：行政に協力をお願いしたいこと

地域資源の保全と活用

地域資源を大切にしながら、訪れる人々にもその魅力を伝えたいと考えています。

- ビーチクリーン活動の再開【A】
 - 草刈りの実施 / 新湿地帯の保全活動【B】
 - 歴史を学ぶ講演会等の継続開催
 - 海岸林再生や公園復旧（植樹等）への参加・協力【C】
 - 愛林碑や八大竜王へのサインや案内板・説明板の設置【D】
 - 汀沈釜湿地、汀沈稲荷神社の保全、案内板の設置【E】
 - これらを歩いて回れるためのフットパス（遊歩道）の設置【F】
- <関連プロジェクト等>
- 「海岸公園再整備事業」（仙台市）との連動
 - 「ふるさとの杜再生プロジェクト」（同連絡会）との連動

さらなる魅力づくり

新浜を中心とする沿岸地域のさらなる魅力づくりのための取り組みも必要と考えています。

- ミニフォーラムの継続開催
 - 貞山運河を使ったカヌーやSUPの実施【G】
 - 自然観察ツアーや語り部ツアー、ウォーキング企画等の実施【H】
 - ツアーのための散策マップ・ガイドマップの作成【I】
 - 貞山運河の親水護岸化とカヌー係留所の設置【J】
 - 堤防や貞山運河護岸の散歩・ランニングユース化【K】
 - ビジターセンター / 野外活動センターの設置【L】
 - ・自然観察やガイドツアーの拠点に（休憩、トイレ）
 - ・サーフィン、カヌー、ランニング等の活動の拠点に
 - 盛り土箇所の有効活用【M】
 - ・眺望を活かした遊離の丘に
- <関連プロジェクト等>
- 「みちのく潮風トレイル」（環境省）との連動

住民・来訪者の安全・安心の確保

ニュービーチプランの実行のために必要な安全・安心を確保するための施設整備を願います。

- 海岸林の早期復旧・再生【N】
- 新浜橋の復旧（再設） / 公園内道路の設置【O】
- 提灯堀「やけっ橋」の復旧【P】

藤塚・井土浦マップ 2016 関連 年表 (1945年以降)



1945年～1965年ごろ

- 燃料には、松林から拾ってきた松葉及び国有林から払い下げられた薪を使用した。(藤塚・井土地区には約70ヘクタールの広大な森林があった。)またこうした森のキノコをたくさん採取し食べた。
- 主なタンパク源は近くの池や川で取ったウナギ、コイ、ナマズや近くの開上漁港から来る行商が販売する魚介類(肉類は減多に口にせず)。基本は、自給自足の生活であった。
- 農業が主であり、旧暦で生活やお祭りなどの行事を営んでいた。
- 講(こう)と呼ばれる集まりが、性別・年代ごとに形成されていた。また青年団の活動も活発であった。

1965年ごろ～東日本大震災まで

- 燃料としてプロパンガスや灯油が普及し、松葉や薪は使用されなくなった。
- 農業の機械化により、兼業農家が大幅に増加した。旧暦を基調とした農村行事が困難となり、生活スタイルも大きく変化した。
- 冷蔵庫の普及やスーパーマーケットの進出などにより、人々の食生活も大きく変化した。
- これまでの講(こう)の数が減少し、それに代わってPTAなどによる学校行事、五柱神社や河川敷で開催される盆踊り、ミニ運動会が地域のコミュニティの核となった。
- 農業の普及により多くの生きもの(フナ、コイ、ナマズや昆虫類)が一時的に消した。ただ農業の種類変更などにより、生きものは徐々にではあるが復活していた。

東日本大震災以降

- 津波により、集落の建物が崩壊。住民の移転などにより、現在藤塚地区に居住者はいない。
- 津波により、藤塚・井土浦の生態系も大きく攪乱された。しかし、その後底生生物や昆虫が戻ってくるなど、生態系は再生しつつある。

※震災以前の生活状況については、主に六郷老人クラブ連合会の加藤新一会長より伺った。

作成： **せんだい生態系再生コンソーシアム**
 監修： 風見正三(宮城大学事業構想学部副学部長)、鈴木孝男(東北大学大学院生命科学研究所助教)、平吹喜彦(東北学院大学教養学部教授)
 協力： 東海林義一(藤塚町内会長)、加藤新一(六郷老人クラブ連合会長)、五十嵐由里(宮城昆虫地理研究会幹事)、瀬田川花奈、9月26日観察会及び10月24日歴史講座に参加いただいた皆様、株式会社 地域環境計画

※このマップは「杜の都の市民環境教育・学習推進会議」[環境社会実験]未来プロジェクトin仙台「事業」として作成されました。

仙台の海辺を 歩こう!



藤塚・井土浦 マップ 2016

藤塚・井土浦マップ2016作成の目的

せんだい生態系再生コンソーシアムは、2012年(平成24年)11月に、仙台市および地域のNPO法人が発起人となって設立されました。活動の目的は、東日本大震災の津波によって破壊された仙台の海辺の生態系が再生していく様子を見守りつつ、多様な視点から自然とのかかわり方について考え、市民による自発的な環境行動をうながすことです。このコンソーシアムには、有識者、環境省や宮城県、自然保護団体なども参加しており、生態系再生に関するワークショップの開催、モニタリングサイトの立ち上げ、生態系をテーマに織り交ぜた復興イベントの開催などを通じて、多くの市民に参加いただきながら仙台の海辺の生態系の再生を見守っていく下地づくりを進めてきました。

2015年(平成27年)度は、これまでの活動の集大成として、コンソーシアムが中心的に活動してきた藤塚・井土浦の生態系の様子や震災前の人々の暮らしをまとめた「藤塚・井土浦マップ2016」を作成することになりました。このマップには震災前と震災後で生態系がどのように変わったか、震災後どのような動植物が藤塚・井土浦に戻ってきたかを記録するとともに、この地域に住んでいた方々の暮らしの中の大切な風景を紹介しました。また、暮らしの推移が分かる年表もつけました。

このマップを手にした方が、実際に現地を訪れて、藤塚・井土浦の自然や人々の暮らしの歴史を体感していただくことを願っております。

また、このマップ作成にあたって、震災前に藤塚・井土地区にお住まいであった方々にご協力いただきました。地元の方々の故郷に対する思いを、このマップからくみ取っていただければ幸いに存じます。

なお、このマップは震災からの復興と同じく未完成です。この場所を訪れた方々一人一人が、新たに見つけた生きものやこの場所の変化を書き込んでいただき持ちよることで、生態系の再生や地域の復興が共有されることになると思います。

せんだい生態系再生コンソーシアム

